

一般社団法人高知県建設業協会公益通報取扱要綱

1 目的

この要綱は、法令違反等に関する通報を会員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、会員企業の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2 公益通報の範囲

（1）通報者の範囲

ア 会員企業の役員及び従業員

イ 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

（2）公益通報の対象範囲

会員企業の法令違反行為（法令違反行為が生ずる恐れがある場合を含む。）及び当協会の行動憲章に反する行為。

3 会員の責務

会員は、法令及び当協会の行動憲章に従い、建設産業の健全な発展に寄与しなければならない。また、公益通報をする際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう留意し、誠実に行わなければならない。

4 公益通報に関する窓口

公益通報に関する事務を処理するため、倫理委員会に公益通報・相談窓口を設置する。

5 公益通報の処理

（1）公益通報の受付

倫理委員及びその窓口担当者は次の事柄に留意し公益通報の受付を行う。

ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先および公益通報の内容となる事実を把握する。

イ 通報者に対して、公益通報をしたことに対する不利益な取り扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを十分説明する。

ウ 通報者に対して、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通知する。

エ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合や著しく不分明な場合は、公益通報として受理しないものとする。

オ 通報が匿名で行われた場合や通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合は、この要綱に基づく公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして公益通報に準じた取扱いを行うものとする。

カ 公益通報の受理から処理の終了までの標準処理期間は2週間以内とし、期間内に処理が終了するよう努めるものとする。

(2) 調査の実施

倫理委員及び倫理委員会より調査を委任された者は次の事柄に留意し調査を行う。

ア 公益通報を受理した場合は、調査の必要性を十分検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨と着手の時期を、調査を行わない場合はその旨と理由を、通報者に対して通知する。

イ 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮のうえ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

ウ 前項の調査に関して必要があるときは、会員企業等に関係資料の提出、又は説明を求めることができる。

エ 調査中は、通報者に対して、調査の進捗状況を適宜通知する。また調査結果は、速やかに取りまとめ、通報者に対して通知する。

オ 調査の進捗状況や調査結果を通知する場合は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に十分配慮する。

(3) 調査に基づく措置の実施等

ア 調査の結果、法令違反行為が生ずる恐れがある又は当協会の行動憲章に反する行為であると倫理委員会が判断したときは、速やかに是正措置等を講ずるよう会長及びコンプライアンス委員長に通知するものとする。

イ 前項の通知を受けた会長及びコンプライアンス委員長は、関係する会員企業等にその内容を通知し、是正措置等を求める。

ウ 会長及びコンプライアンス委員長は、関係する会員等が前項の通知に基づく是正措置等を講じたときは、倫理委員長に報告しなければならない。また、倫理委員は、通報者に対してその内容を通知する。

エ 調査の結果、法令違反行為が生じていると信じるに足りる相当の理由があると倫理委員会が判断したときは、法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる行政機関に通報する。また、倫理委員は、会長、コンプライアンス委員長にもその事実を通知する。

オ 会員への是正措置等の通知及び行政機関への通報をする場合は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に十分配慮する。

(4) 是正措置等の実効性の評価

倫理委員は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を通知するものとする。

6 通報者等の保護

会員及び倫理委員会は次の事柄に留意して通報者等の保護を図る。

(1) 通報者等の保護

通報者又は相談窓口に相談した者（以下「相談者」という。）に対して、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

通報者又は相談者に対し、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対する対応は、懲戒処分その他の適切な措置をとることとする。なお、正当な理由がなく、公益通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

（2）通報者等へのフォロー

通報者又は相談者に対して、公益通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。

（3）救済制度等の適用

公益通報又は相談をした者は、公益通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いについては、倫理委員会に対して相談し、その内容等に応じて必要な措置を求めることができる。

7 その他

（1）秘密保持の徹底等

ア 通報処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に關係してはならない。

（2）協力義務

ア 公益通報に関して調査の対象となった会員企業は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査には、誠実に協力しなければならない。

イ 会員企業は、この要綱に定める公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならぬ。

（3）通報関連資料の管理

各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。